

# 整備基準の解説



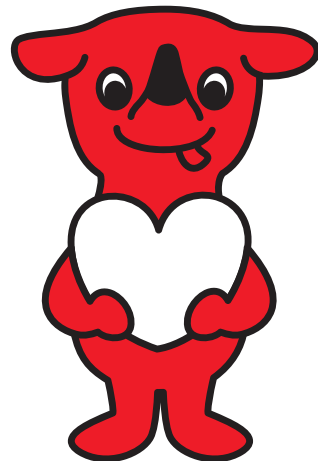
建築物

公共交通機関の施設

道路

公園等

共通事項



# 共通事項

## 1 誘導用床材及び注意喚起用床材等

誘導用床材及び注意喚起用床材は、歩行中の視覚障害者に正確な歩行位置と歩行方向を案内し、歩行の安全性の確保や単独歩行を支えることを目的としている。そのため、その設置については下記のことについて留意して設置することが必要である。

### ① 形状（JIS T 9251）

#### 線状床材配列及び寸法

- 線状ブロック等を構成する線状突起は、示そうとする歩行方向に向けて配置する。⇒図1-1
- 線状突起の本数は、4本を下限とし、線状突起を配置するブロック等の大きさに応じて増やす。
- 線状突起の間に滞水のおそれがある場合は、30.0mm以下の排水用の隙間(隣接する線状突起の上面端の間隔)を設ける。
- 視覚に障害のある歩行者にとって、線状突起はなるべく途切れず継続したものがたどりやすい。
- 排水用の隙間は、どの列も同じ間隔で設けることが望ましい。

#### 点状突起の配列及び寸法

- 点状ブロック等を構成する点状突起は、想定する主な歩行方向に対して平行に配列する。⇒図1-1
- 点状突起の数は、25（5×5）点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。なお、ブロック最外縁の点状突起の中心とブロックの端部との距離はs/2寸法より、5.0mmを超えない範囲で大きくしてもよい。⇒図1-1

### ② 色及び素材

- 色については、黄色を原則とし、周囲の床材との色彩の変化をつける等によって識別しやすいものにする。(黄色を原則とするのは、弱視者が識別しやすく、また、他の歩行者にも識別しやすいことによる。)
- 十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものにするるとともに、退色、輝度の低下が少ない素材とする。
- 弱視者にとっては、突起部分のみが着色された床材は、見にくいので、全面同色の床材を敷設することが望ましい。

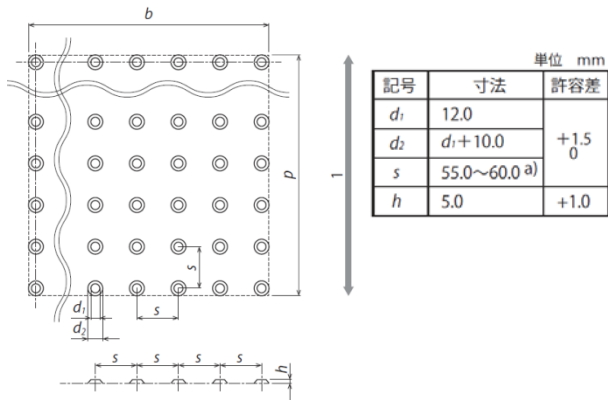
### ③ 配慮事項

- 曲線による誘導、方向が認識しにくい誘導等は、歩行位置についての混乱をまねくので、原則として90°(やむを得ない場合は45°も可)による方向転換が望ましい。
- 危険物を回避させる場合、複雑な誘導経路の場合、視覚障害者が頻繁に利用する場合等においては、継続的に敷設する。
- 視覚障害者が多く利用する道路、視覚障害者がよく利用する施設と駅又はバス停留所等の交通結節点を結ぶ道路の歩道上には重点的に整備する。
- 通行動線の結節点、歩道状況の変化地点、立体横断施設の昇降口、地下道の出入口、その他公共施設の出入口等に敷設する。
- 平面的に車両等と混合交通になる箇所(横断歩道部、細街路の切り開き部等)の直前及び階段や急激に縦断勾配が変化する箇所の直前に敷設する。
- その他、歩道上で特に視覚障害者の誘導を図る必要がある箇所、誘導用床材によってその効果があると認められる箇所に敷設する。
- 周辺の床材の材質に凹凸がある場合は、誘導用床材及び注意喚起用床材が識別しにくいので、その使用にあたっては十分注意のこと。
- 視覚障害者にとって、誘導用床材及び注意喚起用床材は幅30cmあると、認識できるので車椅子利用者等の利用を配慮し、特別の場合を除き30cmx 30cmのものを使用することが望ましい。
- 階段の最下部等で床面に壁がなく、上部のみに構造物がある場合等には、視覚障害者等がその存在を認識できなく衝突の危険があるので、床面に注意喚起用床材を設置することが必要である。⇒図1-3

# 1 誘導用床材及び注意喚起用床材等

## 誘導用床材・注意喚起床材〔図 1-1〕

点状突起の配置及び寸法



1 想定する主な歩行方向

$d_1$  点状突起の上面直径

$d_2$  点状突起の底部の直径

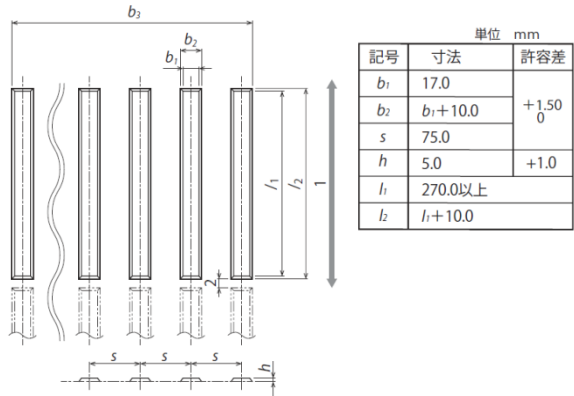
$s$  隣接する点状突起の中心間の距離

$h$  点状突起の高さ

$b$  有効幅

$p$  有効奥行き

線状突起の配置及び寸法



1 示そうとする歩行方向

$b_1$  線状突起の上面幅

$b_2$  線状突起の底部の幅

$s$  近接する線状突起の中心間の距離

$l_1$  線状突起の上面の長さ

2 排水用の隙間

(線状突起の上面間)

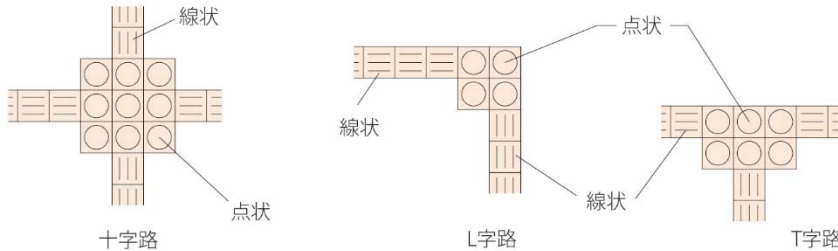
$b_3$  有効幅

$h$  線状突起の高さ

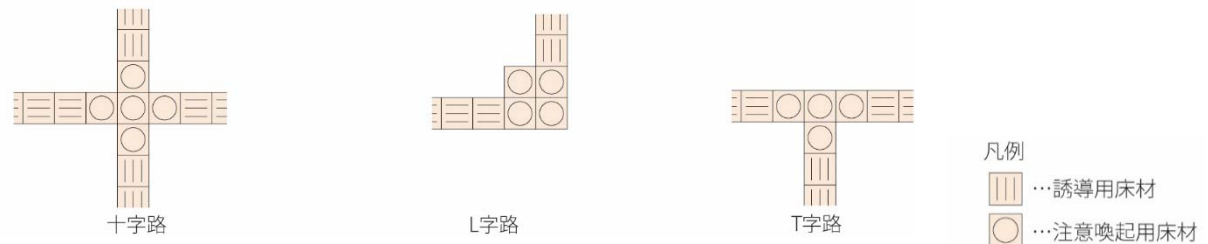
$l_2$  線状突起の底部の長さ

## 誘導用床材・注意喚起床材の配置例〔図 1-2〕

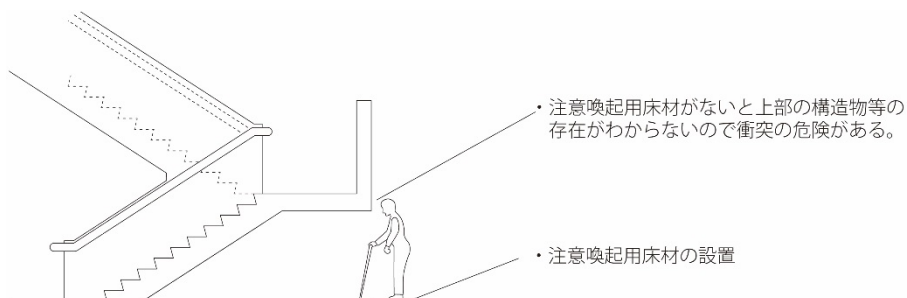
30cm角の床材を使用する場合



40cm角以上の床材を使用する場合

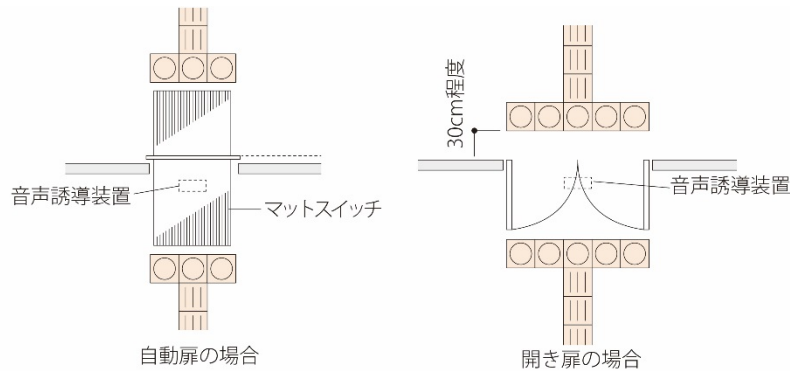


## 階段最下部等における注意喚起床材の設置例〔図 1-3〕

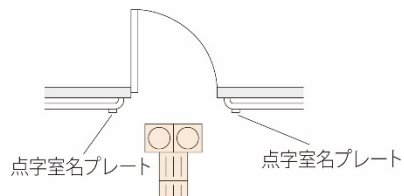


# 共通事項

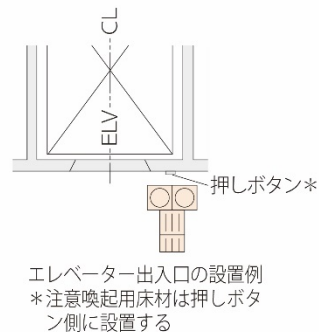
## 入口付近での設置例〔図 1-4〕



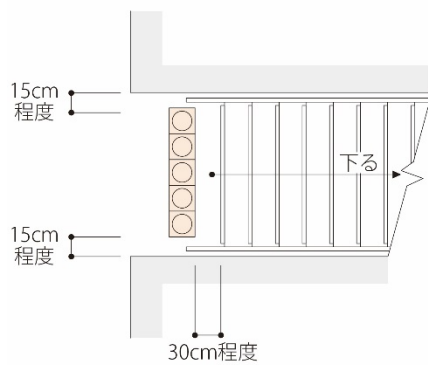
玄関の設置例 (30cm角の場合)



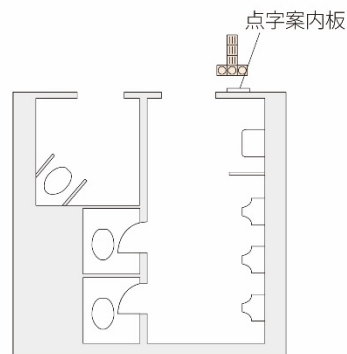
各室の設置例



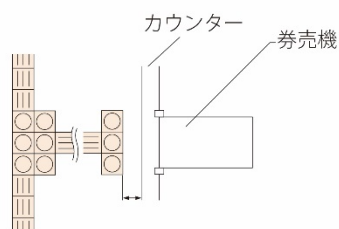
## 階段前後での設置例〔図 1-5〕



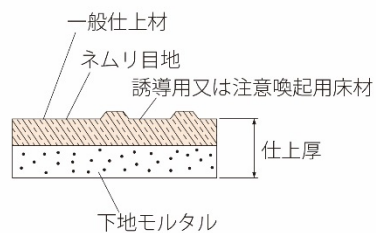
## 便所〔図 1-6〕



## 券売機〔図 1-7〕



## 設置方法の詳細例〔図 1-8〕



点字の読み方〔図1-9〕

ア	イ	ウ	エ	オ	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	
カ	キ	ク	ケ	コ	ザ	シ	ス	セ	ゾ	
サ	シ	ス	セ	ソ	ダ	ヂ	ヅ	デ	ド	
タ	チ	ツ	テ	ト	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	パ	ピ	プ	ペ	ポ	
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	キャ	キュ	キョ	ギャ	ギユ	ギョ
マ	ミ	ム	メ	モ	シャ	シュ	ショ	ジャ	ジュ	ジョ
ヤ	ユ	ヨ	チャ	チュ	チョ	ヂャ	ヂユ	ヂョ		
ラ	リ	ル	レ	ロ	ニャ	ニユ	ニョ	ビャ	ビユ	ビョ
ワ	ヲ	ン	ヒャ	ヒユ	ヒョ	ピャ	ピユ	ピョ		
			ミャ	ミユ	ミョ	リャ	リュ	リョ		

(アルファベット)

外国 文字	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

( 数 字 )

数符	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

( 記 号 )

長音	促音	「」	( )
		カギ	カッコ
?	!	。	、

# 共通事項

## 2 手すり

手すりは、高齢者、障害者等の誘導・落下防止・移動動作の補助設備として有効であり、廊下・階段・出入口等その目的や状況に応じて、大きさ・材質・取付位置等を考慮して設置することが望ましい。

### ① 種別

- 手すり（廊下、階段、スロープ等）の取り付け高さは、1段の場合は75～85cm程度、2段の場合は60～65cm程度及び75～85cm程度とし、移動を考慮して連続して設ける。
- 移乗等動作補助用手すり（便所、浴室等）は、動作に応じて水平・垂直型の手すりを設ける。

### ② 形状

- 外径3～4cm程度の握りやすいものとする。（小児用にあっては3cm程度）

### ③ 壁との関係

- 壁とのあきは、4～5cm程度とし、手が引つかからないように手すりの下側で支持する。
- 手すりが取りつく壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。

### ④ 端部

- 傾斜路や階段の手すりには、始点（終点）及び現在位置を歩行者に知らせるために、始点（終点）に水平部分を取り点字プレートを設ける。
- 建築物における手すりの始点（終点）は、バランスをくずしやすいため水平部分は45cm以上とること。
- 端部は袖口が引つかからないように下方又は壁面方向に曲げる。

### ⑤ 材質

- 手ざわり、耐久性、耐食性等取付箇所に見合ったものとする。
- 階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。
- 壁等周囲と識別しやすい色とする。
- 手すりの取付け高さや連結部分等の金具の材質は安全面に十分配慮すること。

**参考** 住宅の階段又はその踊場に手すりを設ける場合の取扱いについて  
建設省の通知があるので、以下参考として掲載します。

### 一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸の内部の階段又はその様場に手すりを設ける場合の取扱いについて (平成8年3月26日建設省住指発第124号 建設省住宅局建築指導課長通知)

21世紀における本格的な長寿社会の到来を間近に控え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域社会で安心して生活できるようにすることが住宅政策上重要な課題となっているところである。特に、健常者にとって住みやすいだけでなく、加齢等により一定の身体機能の低下や障害が生じた場合においても、階段に手すりを設ける等一定の措置を講ずることにより、居住者ができる限り長い間、自立した豊かな日常生活を送れるよう配慮した構造の住宅の整備を推進することが今後とも必要となっているところである。

一方、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第23条の規定の適用に際し、手すりが突出する部分についての階段又はその踊場の幅の取扱いが問題となっているところである。

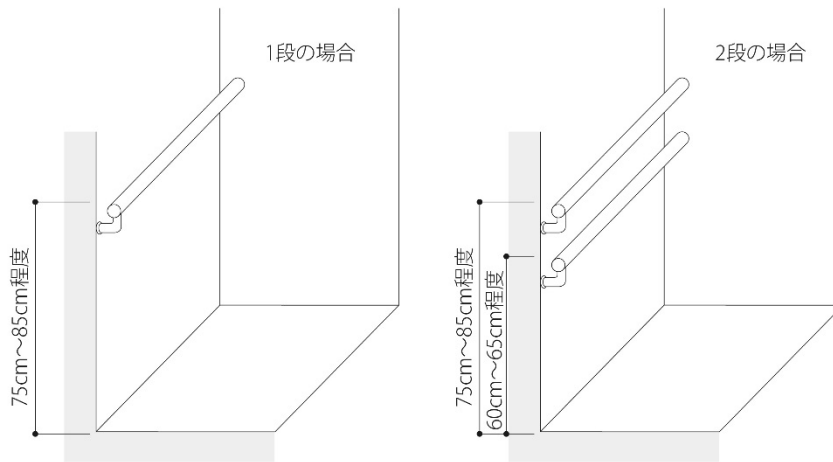
このため、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸の内部の階段又はその踊場の幅について下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

#### 記

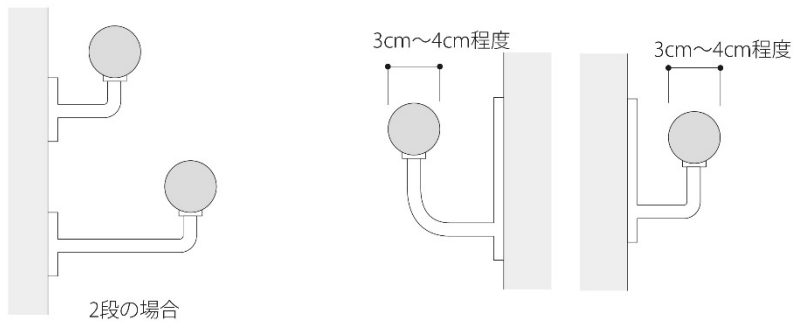
その利用者が通常家族に限定される一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸の内部の階段又はその踊場（以下「階段等」という。）に設けられる手すりが、次に掲げる要件に該当する場合、あるいは、可動式である等人又は荷物が昇降し、又は移動する際の支障となるおそれが少ない場合において、当該階段等について建築基準法施行令第23条（同令第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用するときは、当該手すりの壁等の仕上げ面から突出する部分について当該階段等の幅に算入することができるものとする。

- 一 当該手すりの壁等の仕上げ面から突出する部分が10cmを超えないものであること。  
ただし、当該部分が10cmを超える場合にあっては、当該手すりの突端から壁等の仕上げ面に向かって10cmまでの部分については、当該階段等の幅に算入することができる。
- 二 当該手すりが壁等に直接固定され、かつ、手すり子を有しないものであること。
- 三 手すりが階段等の両側に設けられる場合においては、一方の手すりの突端から他方の手すりの突端までの内法が60cm以上となるものであること。

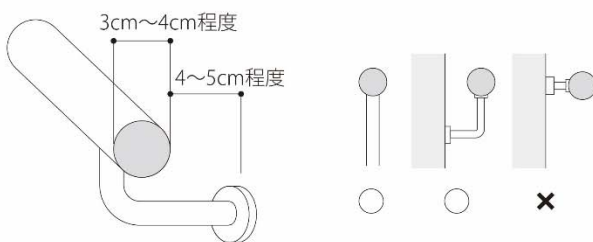
手すりの高さ [図 2-1]



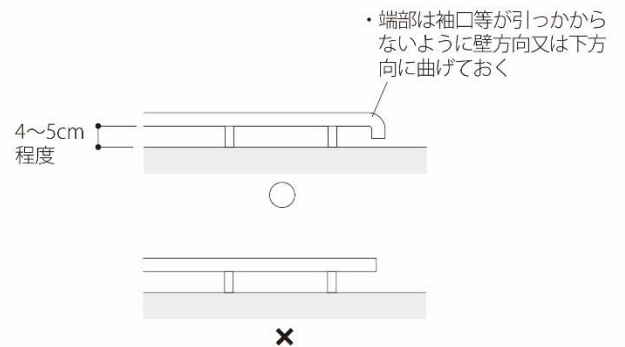
手すりの設置例 [図 2-2]



壁との関係 [図 2-3]

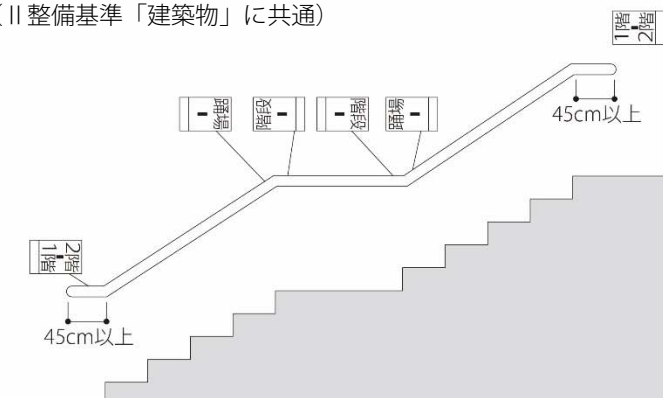


端部の関係 [図 2-4]

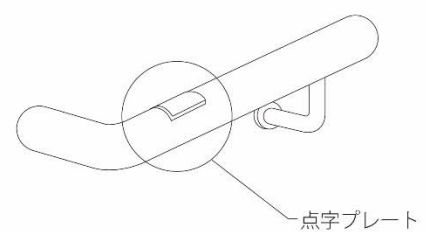


階段手すり点字表示取付例 [図 2-5]

(Ⅱ整備基準「建築物」に共通)



表示例 [図 2-6]



# 共通事項

## 3 スイッチ・コンセント類

建物内の主要なスイッチ・コンセント類は、車椅子使用者と立位の歩行困難者の両者に対応できるような位置に設け、視覚障害者を含むだれもが使用しやすいように配慮する。

### ① 高さ・形状

- スイッチ・コンセント類は中心高さが床上40cm～1.1mの間に設置する。
- インターホンは受話器及び操作部の中心高さが床上1.25m程度となるように設置する。
- 側面に壁がある場合、車椅子の寄り付きを考慮して、空きを40cm以上確保する。
- スイッチ、ボタン等は、大型で操作が容易なものとする。
- 同一用途のスイッチ類は建物内で統一したデザインとする。
- 必要に応じ階段等には3路スイッチを設置する。

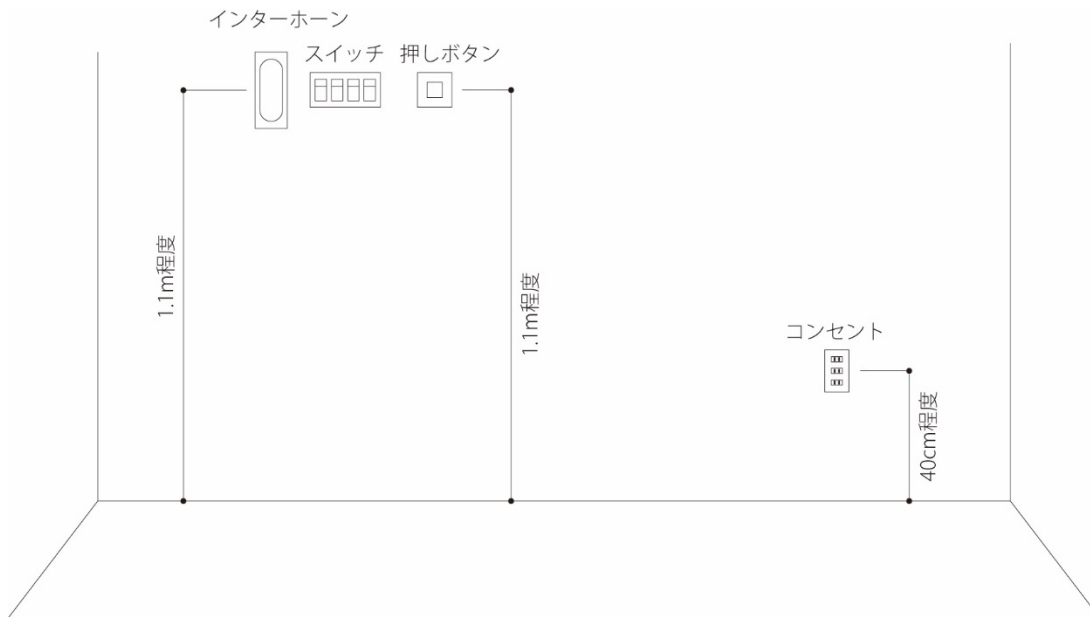
### ② 標示

- 必要に応じ点字表示を行う。
- 必要に応じパイロット付のスイッチを設置する。



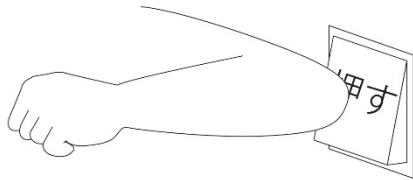
### 3 スイッチ・コンセント類

スイッチ・コンセント類の設置例 [図 3-1]

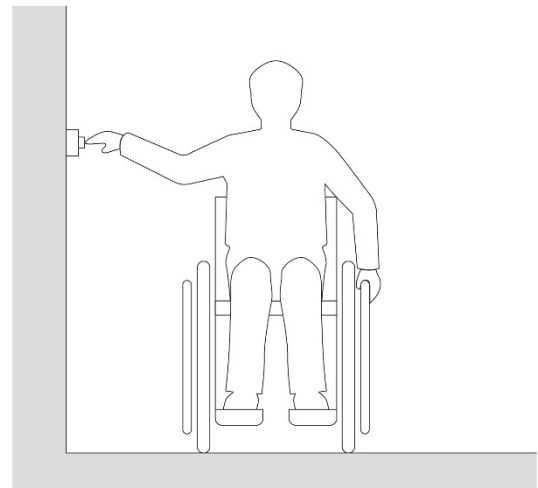
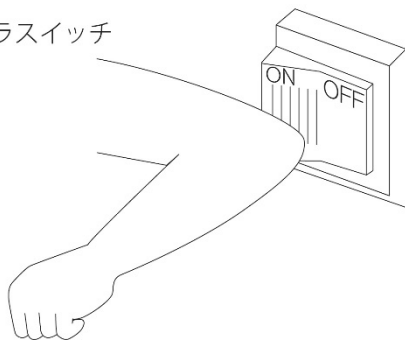


使いやすいスイッチの例示 [図 3-2]

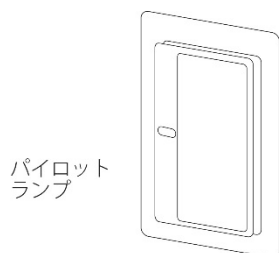
プッシュスイッチ



タンブラスイッチ



大型スイッチの例 [図 3-3]



スイッチの位置のわかりやすい  
パイロットランプ付スイッチ

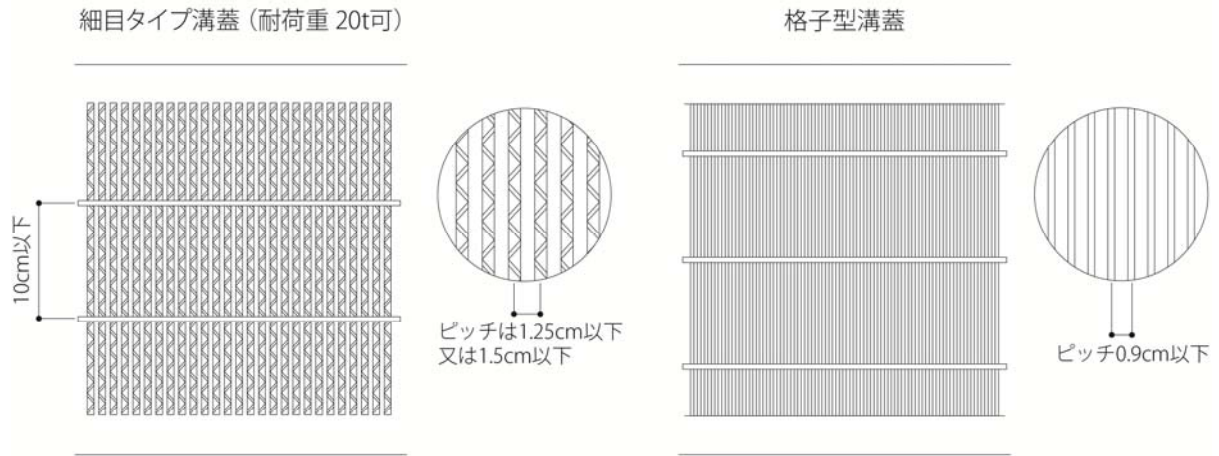
# 共通事項

## 4 溝蓋

グレーチング、マンホール、格子蓋等は、歩行者の通行にとって障害とならないように配慮して設置することが必要である。

- 溝蓋の種類
  - 1) 細目タイプ溝蓋（耐荷重 20t 可）ピッチ 1.25 cm又は 1.5 cm、10 cm以下
  - 2) 格子型溝蓋 ピッチ 0.9 cm以下
  - 3) 格子型溝蓋 ピッチ 2 cm以下、5 cm以下
  - 4) 丸穴あき型で穴直径の最大寸法が 2 cm以下。ただし、表面が滑りにくい仕上げのもの。
- 排水溝（ます）は、なるべく歩行動線から外して設ける。
- 設置する場合は周囲の勾配等に注意し、車椅子使用者、高齢者等の通行の障害とならないように配慮する。

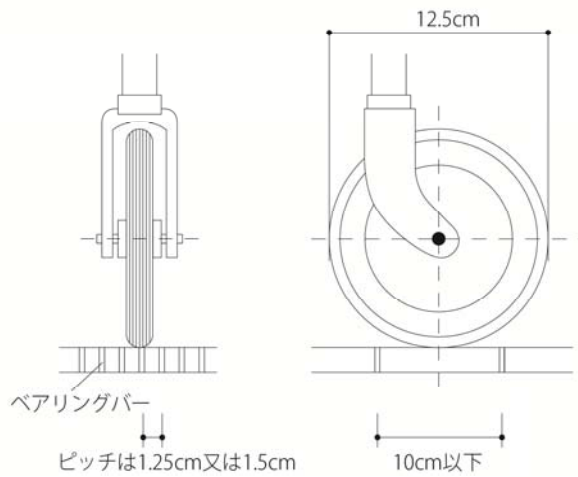
## 溝蓋の例〔図 4-1〕



## 横断溝の仕様〔図 4-2〕

車椅子のキャスターと溝蓋の拡大図

1) 細目タイプ・溝蓋



# 共通事項

## 5 滑りにくい床材

- ・床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとする。特に水分や油の付着によって滑りやすくなる材料もあるので、使用にあたっては注意すること。
- ・置き敷きのジュータンや板張りの上のマット等は、端部がめくれたり段差となったりするので使用にあたっては注意のこと。
- ・凹凸の大きい床材や毛足の長いジュータン等は、車椅子使用者が移動しにくい場合や安全な歩行を妨げる場合もあるので注意のこと。

### 参考

#### ● 評価指標

床面の滑りやすさ・滑りにくさの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験方法によって測定される「滑り抵抗係数（C.S.R.：Coefficient of Slip Resistance）」を用いる。

この滑り抵抗係数が大きいほど滑りにくく、小さいほど滑りやすい。また、滑り抵抗係数は素材固有のものであるが、水、砂等が付着する等表面の状態や履物の底の材質によって変化する。滑りやつまずきによる転倒事故は、水、砂等の異物が床材表面に付着した際及び履物が変わった時と通常時での滑り抵抗係数の変化が大きい床材で多く発生している。床材表面が乾燥していても湿っていても、滑り抵抗係数の差が小さい床材ほど転倒の可能性が低い床材となる。

#### ● 床材の滑り試験

滑り抵抗係数を規定する際には、床の使用条件を考慮して、以下のうちから該当部位において可能性のある表面状態を検討する。

- ①清掃し、乾燥した状態
- ②ほこりが付着した状態
- ①水分が付着した状態
- ④油が付着した状態
- ⑤その他（ワックスを塗布した状態等）

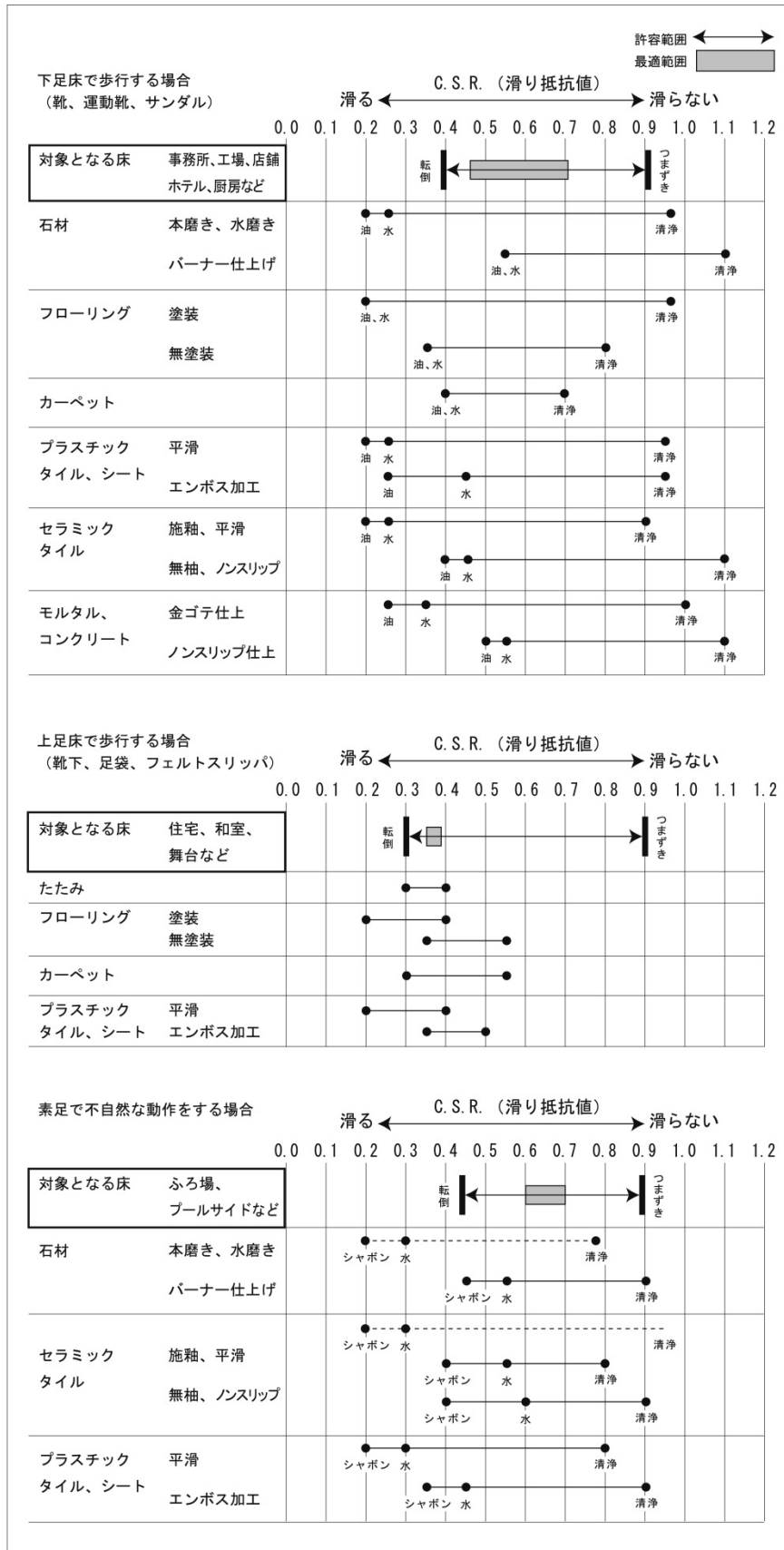
#### ● 材料、仕上げ

床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を考慮した上で、原則として滑り抵抗係数が以下の値を満足するものとする。ただし、体育館の床等激しい運動動作を行う箇所については、あまり滑らない床も危険なので、この限りではない。

下足で歩行する部分	0.4 ～ 0.9
上足で歩行する部分	0.35～ 0.9
素足で利用する部分	0.45～ 0.9
傾斜路部分	0.5 ～ 0.9

# 5 滑りにくい床材

## 床材と滑りやすさ



# 共通事項

## 6 昇降用設備

建築物に用いる段差解消機等の特殊構造昇降機は、(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号又は第2号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものを設置すること。

### 1. 車椅子対応エスカレーター

- ・車椅子に乗ったまま、乗降が可能になっているエスカレーターである。設置にあたっては、乗降・移動の際不安定な状態になるので非常停止ボタンの取付位置の検討等安全に充分配慮すること。
- ・エスカレーターは上り用、下り用、それぞれを設置することが望ましい。

#### (1) 寸法

##### ① 有効内法幅

イ 80 cm程度 (1,000 型)

：車椅子使用者が乗り込む時に両手で手すりをつかむことができる。

ロ 100 cm程度 (1,200 型)

：車椅子使用者にとっては、両手で手すりをつかめないが、輸送力はアップする。

#### (2) 設備・備品等

##### ① 移動手すり

- ・乗り口では、ステップ手前 1.2m以上、降り口ではステップ後方 1.2m以上の移動手すりをとることが望ましい。

##### ② 固定手すり

- ・長さ 1m以上とすることが望ましい。
- ・点字又は記号による案内標示を取り付けることが望ましい。

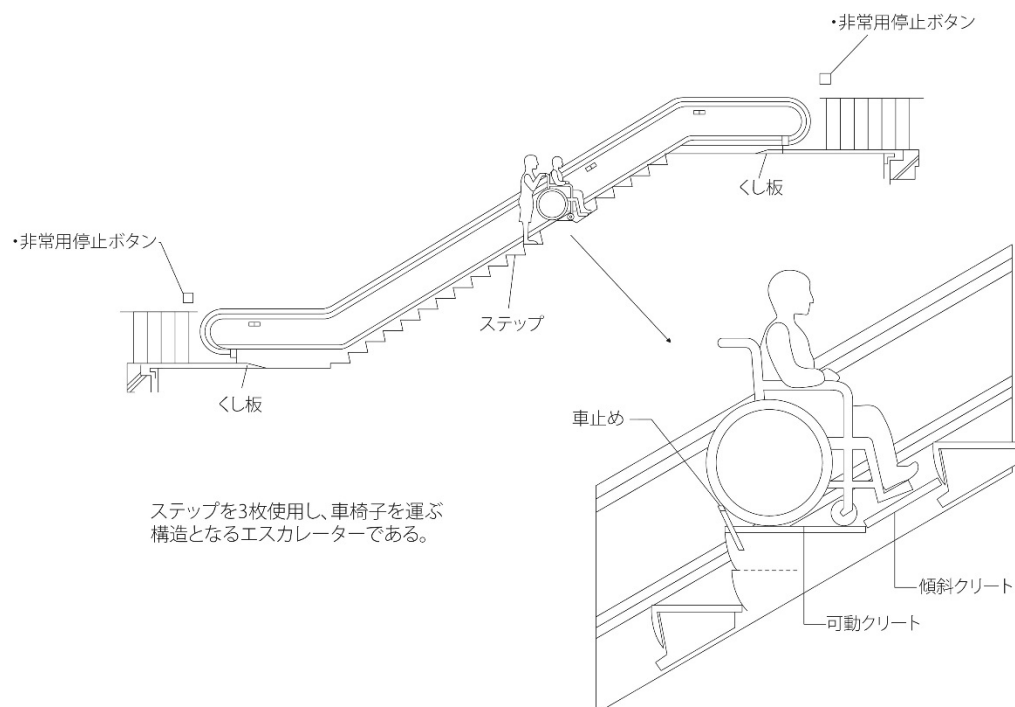
##### ③ ステップ

- ・ステップの水平部分は 3 枚以上とする。
- ・定常段差に達するまでのステップは 5 枚程度が望ましい。
- ・乗降口の足元は適宜照明を行い、安全性を高める。

##### ④ くし板

- ・できるだけ薄くし、ステップの部分と区別がつくように色により縁どりを行うこと。
- ・介助係員の呼び出しインターホーンを設置し、車椅子で利用できることを標示する案内標示を設けることが望ましい。

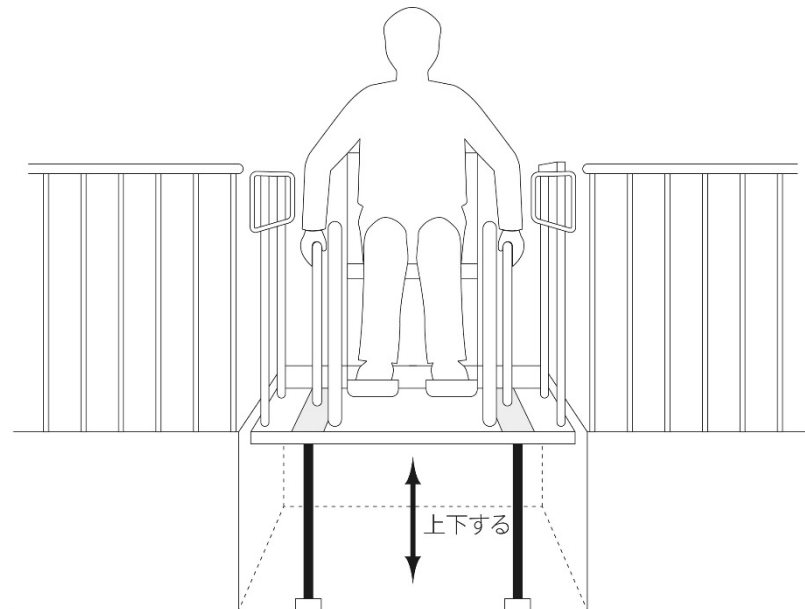
### 車椅子対応エスカレーターの例



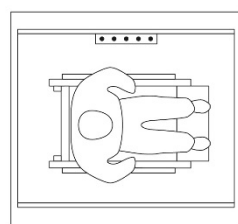
# 共通事項

## 2. 段差解消機

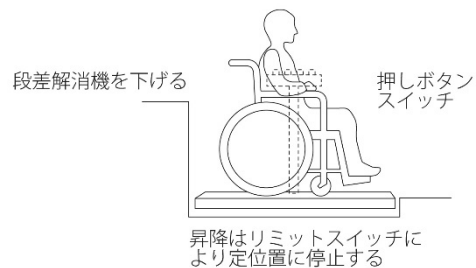
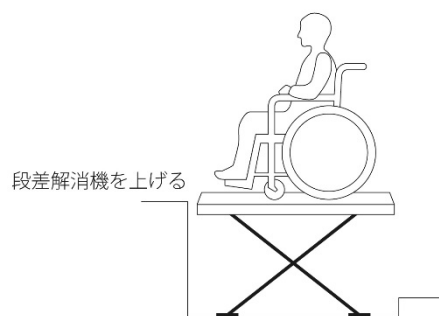
車椅子を乗せたままテーブルが上下し、車椅子使用者の垂直移動を可能にするものである。1m 程度の段差があり、スロープをつくるスペースがない場合又はスロープでは上がれない場合等に設置する。設置にあたっては、落下防止等安全性について充分注意すること。



- ・機器を据え付けるとき、段差ができないようにする。やむをえず段差ができるときは、スロープを付けてテーブルに車椅子が移乗しやすいようにする。
- ・操作ボタンは床側と昇降機上、それぞれに手の届きやすい位置に設ける。



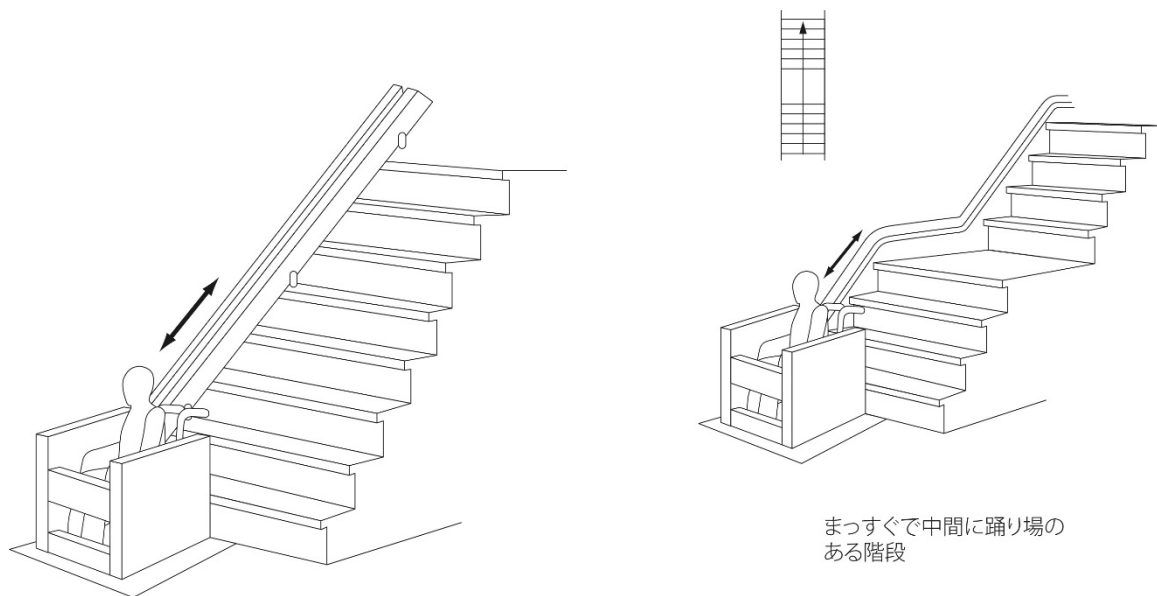
平面図





### 3. 車椅子用階段昇降機

階段にレールを敷設して車椅子ごと台に載せて昇降するものである。設置するにあたっては、階段の有効幅を確保する必要がある。特に将来設置する予定の場合は、あらかじめ階段の幅員を確保しておく必要がある。



# 共通事項

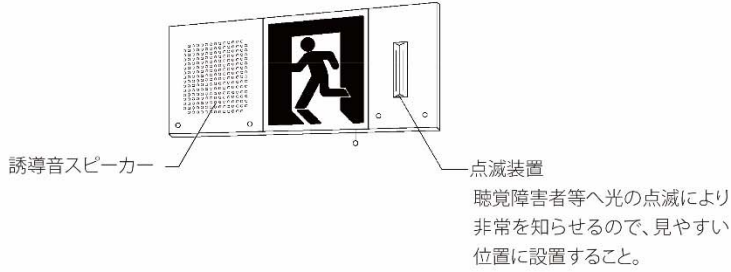
## 7 非常時の警報・誘導設備

非常時を知らせる警報用の設備等は、見落とされたり、誤認されたりすると人命に関わるので、目につきやすい場所に設けるなど、非常時の情報を確実に障害者等に伝える設備とすることが重要であり、下記のような配慮をすることが望ましい。

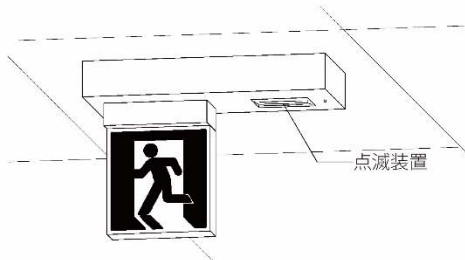
- ・避難経路は、明確で最短の経路とする。
- ・避難経路には、フラッシュライト付の避難誘導灯、光走行式避難誘導装置、音声誘導装置等を設ける。
- ・聴覚障害者への情報伝達に配慮し、緊急時の情報を文字により伝える文字標示装置等を設ける。

## 避難誘導灯の例〔図 5-1〕

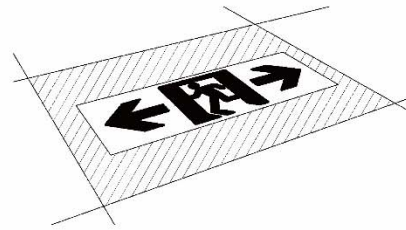
避難誘導灯(壁直付型)の例



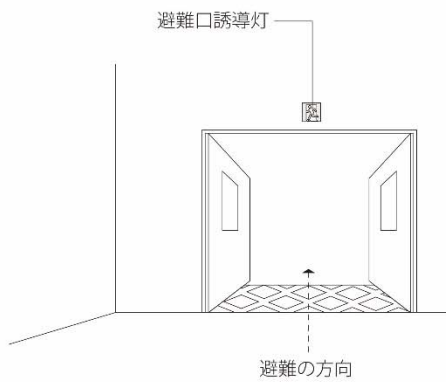
点滅型誘導灯(天井直付型)の設置例



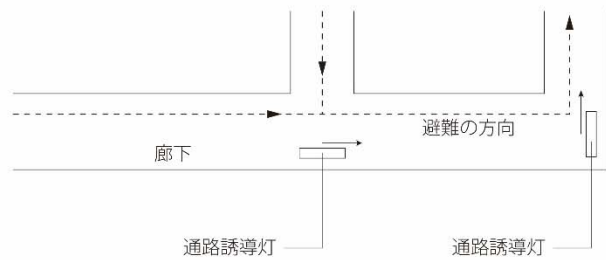
床埋め込み型の設置例



## 避難口誘導灯の設置例〔図 5-2〕



## 通路誘導灯の設置例〔図 5-3〕



# 共通事項

## 8 バリアフリーに関する JIS 規格

JIS（日本工業規格）とは、工業標準化の促進を目的とする工業標準化法（昭和24年）に基づき制定される国家規格であり、バリアフリーに関するガイドラインの基準となっている。下記のガイドライン等に参照されているJIS規格に基づき整備することが望ましい。

### 1. 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（平成 19 年 7 月 国土交通省）

- JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置
- JIS S 0033 高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物—年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法
- JIS T 0103 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則
- JIS T 0902 高齢者・障害者配慮設計指針—公共空間に設置する移動支援用音案内
- JIS T 0921 高齢者・障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備
- JIS T 0922 高齢者・障害者配慮設計指針—触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法
- JIS T 9201 手動車いす
- JIS T 9203 電動車いす
- JIS T 9251 高齢者・障害者配慮設計指針—視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列
- JIS Z 8210 案内用図記号
- JIS Z 9095 安全標識—避難誘導システム(SWGS)—蓄光式
- JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則
- JIS Z 9103 安全色—一般的事項

### 2. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 24 年 3 月 国土交通省）

- JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置
- JIS T 0103 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則
- JIS T 0921 高齢者・障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備
- JIS T 0922 高齢者・障害者配慮設計指針—触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法
- JIS T 9251 高齢者・障害者配慮設計指針—視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列
- JIS Z 8210 案内用図記号

### 3. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 24 年 国土交通省）

- JIS A 1454 高分子系張り床材試験方法
- JIS A 1509-12 セラミックタイル試験方法—第 12 部：耐滑り性試験方法
- JIS S 0026 高齢者・障害者配慮、設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置
- JIS T 0103 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則
- JIS T 0921 高齢者・障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備
- JIS T 0922 高齢者・障害者配慮設計指針—触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法
- JIS T 9201 手動車いす
- JIS T 9251 高齢者・障害者配慮設計指針—視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列
- JIS Z 8210 案内用図記号